

平成30年6月定例会 付議事件一覧

平成30年6月8日現在

●市長提出議案案件

議案案件 14件 (承認議案=4件、条例=4件、補正予算=1件、単行=5件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 通常審議分

○ 承認議案 4件 (条例3件、予算1件)

頁

1	議案第66号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)	1
2	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本市の非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る介護補償の額を改定するため、所要の改正を行うもの		7
3	議案第67号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市税条例等の一部を改正する条例)	
4	地方税法等の改正に伴い、法人でない社団又は財団で代表者等の定めがあり、かつ、収益事業を行うものについて、電子申告義務化に係る規定を適用しないこと等を規定するため、所要の改正を行うもの		57
5	議案第68号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
6	地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しのため、所要の改正を行うもの		57
7	議案第69号	専決処分した事件の報告及び承認について (平成29年度都城市一般会計補正予算)	※

○ 条例議案 4件

頁

5	議案第70号	都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	63
6	祝吉地区公民館の建替えに伴い、使用料の額を変更する必要が生じたため、所要の改正を行うもの		69
7	議案第71号	都城市山村定住みやざきの家条例を廃止する条例の制定について	
8	最後の1棟である前田団地D棟の用途を廃止し、現在の入居者に譲渡することにより、全ての譲渡が完了するため、条例を廃止するもの		73
9	議案第72号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	
10	地方税法の改正に伴い、地域の中小企業等による設備投資を促し、生産性の向上を図るために、課税標準をゼロとする固定資産税の特例措置を規定し、所要の改正を行うもの		77
11	議案第73号	都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	
12	企業の本社機能の移転促進及び強化を図ることを目的として、固定資産税の不均一課税を行うため、条例を制定するもの		77

○ 補正予算議案 1件

頁

5	議案第74号	平成30年度都城市一般会計補正予算（第1号）	※
---	--------	------------------------	---

○ 単行議案 5件

頁

	議案第75号	工事請負契約の締結について	
--	--------	---------------	--

10	簡建山之口29第16号 野上浄水場配水池及び流量計室築造工事について、先般行った一般競争入札の結果、丸昭・徳満・坂元 特定建設工事共同企業体が、2億4千609万9千600円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		83
11	議案第76号 財産の無償貸付けについて 株式会社ON Eheart（ワンハート）に対し、旧四家中学校校舎の無償貸付けを行うことについて、議会の議決を求めるもの		87
12	議案第77号 財産の無償貸付けについて 金田保育所を民営化するに当たり、社会福祉法人万ヶ塚（まんがつか）福祉会に対し、土地の無償貸付けを行うことについて、議会の議決を求めるもの		93
13	議案第78号 農業水路等長寿命化・防災減災事業事務の委託に関する三股町との協議について 農業水路等長寿命化・防災減災事業について、規約を定め、三股町の農業水路等長寿命化・防災減災事業事務を受託することについて協議を行うため、議会の議決を求めるもの		97
14	議案第79号 都城市副市長の選任につき議会の同意を求ることについて	※	

平成 30 年第 3 回都城市議会定例会（6 月）

（議案第 66 号～第 79 号）

議案第 66 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宣永

専決第23号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙)

理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（平成30年総務省告示第104号）が平成30年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成30年3月31日専決

都城市長 池田 宜永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、 1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4常時介護を要する場合（右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護をする場合」）といふ。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるとおり）その月における介護に要する費用として支出を除く。）その月における介護に要する費用として支拂された額（その額が105,130円を超えるときは、<u>105,130円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支拂された額が<u>57,110円</u>以下である場合に限る。）<u>57,110円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」）といふ。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、 1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護をする場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるとおり）その月における介護に要する費用として支拂された額（その額が105,290円を超えるときは、<u>105,290円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支拂された額が<u>57,190円</u>以下である場合に限る。）<u>57,190円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>

(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>52,570円</u> を超えるときは、 <u>52,570円</u> ）	(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>52,650円</u> を超えるときは、 <u>52,650円</u> ）
(4) 隨時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,560円</u> 以下である場合に限る。） <u>28,560円</u>	(4) 隨時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,600円</u> 以下である場合に限る。） <u>28,600円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

議案第 67 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宣永

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成30年3月31日専決

都城市長 池田 宜永

都城市税条例等の一部を改正する条例
(都城市税条例の一部改正)

第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、 <u>第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定めたは、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> (市民税の納税義務者等) 第23条 市民税は、第1号の者に對しては均等割額の合算額によつて、第3号の者に對しては均等割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に對しては均等割額によつて、第5号の者に對しては法人税割額によつて課する。	(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、 <u>第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定めたは、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> (市民税の納税義務者等) 第23条 市民税は、第1号の者に對しては均等割額の合算額により、第3号の者に對しては均等割額の合算額により、第2号及び第4号の者に對しては均等割額により、第5号の者に對しては法人税割額により課する。
(1)～(5) (略) 2 (略) 3 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがある、かつ、令第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財團で収益事業を廃止したもの)を含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	(1)～(5) (略) 2 (略) 3 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがある、かつ、令第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財團で収益事業を廃止したもの)を含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者には、第53条の2の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対する均等割を課さない。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

(略)

3・4 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者には、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

(略)

3・4 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、

勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (市民税の申告)

(略)
(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に給与所得を有したるもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)に規定する扶養控除額、医療保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項の金額の控除、同条第8項に規定する純損失の金額(以下この条において「寄附金税額控除」という。)の控除を受けるとすると、以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書きの規定により、市長の定める様式による。

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に給与所得を有したものの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)に規定する扶養控除額の控除若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは医療費控除額の控除若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除(以下この条において「寄附金税額控除」という。)の控除の規定により控除すべき金額(以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)の控除を受けようとするもの(以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)に掲げる者を除く。)に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書きの規定により、市長の定める様式による。

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受け受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の

所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該当することとなつた日その他の必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からそ
の翌年の3月31日までの間ににおける特別徴収対象年金給付の支
払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されてい
た特別徴収対象年金所得者にについて、老齢等年金給付が当該年
度の初日からそなわる年の9月30日までの間ににおいて支
払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中公
的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額及び均等割額の合
算額として年金所得に係る特別徴収税額（当該特別徴収対象年
金所得者に対する前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴
収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係
る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得
者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法
によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係
る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下
この節において同じ。）を、当該年度の初日からそなわる年の9月30
日の9月30日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払

所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該当することとなつた日その他の必要な事項を申告させることができることとする。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に
係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において
特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法
第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この
節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年
金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からそ
の翌年の3月31日までの間ににおける特別徴収対象年金給付の支
払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されてい
た特別徴収対象年金所得者にについて、老齢等年金給付が当該年
度の初日からそなわる年の9月30日までの間ににおいて支
払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中公
的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額及び均等割額の合
算額として年金所得に係る特別徴収税額（当該特別徴収対象年
金所得者に対する前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴
収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係
る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得
者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法
によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係
る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下
この節において同じ。）を、当該年度の初日からそなわる年の9月30
日の9月30日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払

をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 (略)

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの場合に「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「か
らその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

別徴収の方法によつて徴収する。

2 (略)

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの場合に「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの場合による納定期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの場合による納定期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除す

<p><u>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外國法人が、外國の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p><u>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p><u>4 内国法人又は外國法人が、外國の法人税等を課された場合は、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するとところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>
<p><u>5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第5項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u></p>	<p><u>5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第7項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u></p>	<p><u>6 (略)</u></p>
<p><u>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項にお</u></p>	<p><u>4 (略)</u></p>	<p><u>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項にお</u></p>

いて「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させることに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。) があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項にお

いて「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。) があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けるものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項にお

いて同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8 第42項に規定する特定法人である内国法人は、
第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)
第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6 第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2 第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税

税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。
この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。
この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係

がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該連結法人税額の課税標準を準納付する場合には、当該税額に、当該連結法人人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

ある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該連結法人税額の課税標準を準納付する場合には、当該税額に、当該連結法人人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。
この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。
この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人にについてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施
行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であつて、家屋の所
有者以外の者がその事業の用に供することにより家屋の所有者があ
り、かつ、当該家屋に付合したことにより「特定附帯設備」
することとなるもの(以下この項において「特定附帯設備」とい
う。)については、当該取り付けた者の事業の用に供する
ことができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつ
て第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属
する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項
の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施
行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所
有者以外の者がその事業の用に供するために取り付けたもので
あり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所
有することとなるもの(以下この項において「特定附帯設備」
といふ。)については、当該取り付けた者の事業の用に供する
ことができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつ
て第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属
する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たば
こ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の
性状によるものとする。

- (1) 喫煙用の製造たばこ
　　ア　紙巻たばこ
　　イ　葉巻たばこ

タバコ	パイプたばこ
加熱式たばこ	刻みたばこ
(2) かみ用の製造たばこ	加熱式たばこ
(3) かぎ用の製造たばこ	かみ用の製造たばこ

(市たばこ税の納入義務者)

第92条 (略)

(市たばこ税の納入義務者)

第92条の2 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作成した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらを委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。

この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻

るものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。二の場合において、製造たばこの代用品の区分によれば、當該製造たばこの代用品の性状による。

	区分	重量
1	喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ イ 葉巻たばこ ウ 刻みたばこ	1グラム 1グラム 2グラム
	(略)	

たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。

	区分	重量
1	喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ イ 葉巻たばこ ウ 刻みたばこ	1グラム 1グラム 2グラム
	(略)	

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたば

<p>この特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>
<p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p>
<p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定により算定した金額</p>
<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの重量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合には、壳渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目の数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個</p>
<p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を同一欄に掲げる製造たばこの品目ごとの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>4 前項の計算に關し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重</p>

量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これららの規定の適用に関する事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下の節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間ににおける第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対する標準額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合は同項の適用を受ける納付書による申告書を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書にて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下の節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対する標準額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受ける納付書による申告書を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書にて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合

を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来する場合申告基準日が当該特例期間内に到来する当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パー

を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来するこの特例期間内に到来する申告基準日が当該特例期間における当該市民税に係る申告基準割合を年7.3パーセントとする場合には、当該年7.3パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

セントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかるわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合とする。

2

(略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかるわらず、離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3

(略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

(略)

2

(略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用

は、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、二れらの規定及び前条第2項の規定にかかるわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合)とする。

2

(略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかるわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3

(略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

(略)

2

(略)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用

<p>受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p>	<p>法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定を受けた旨を証する書類及び当該賃家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p>	<p>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を</p>
---	---	--	---

<p>受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p>	<p>法附則第15条の8第2項の賃家住宅について、同項の規定の適用を受けようとするとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該賃家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとするとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p>	<p>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとするとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を</p>
--	--	--	--

<p>記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び 当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいづれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>
--	--

<p>記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び 当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければなら ない。</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいづれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>
---	--

<p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなさい。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定耐震基準適合住宅又は同条第5項に規定する特定耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定耐震基準適合住宅又は同条第5項に規定する特定耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(5) 熱損失改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) 熱損失改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>	<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎</p>
--	---	--	---	---	---	--	--	---------------------------------------

(6) (略)

となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、
同項の規定の適用を受けようとするとする者は、同項に規定する利便
性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事
項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促
進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10
条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等
の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に
規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書
類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人
番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所
及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定す
る劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若し
くは公会堂のいづれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した
後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することが
できなかつた理由

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度
分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところに
よる。

(1)～(5) (略)	(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)	(7) (略)	(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められると地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2 第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に對して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2 第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2 法附則第17条の2 第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないものに對して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかわらず、修正された価格(法附則第17条の2 第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	(宅地等に對して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)	第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の
-------------	--	---------	------------------------------	---	---	--	--

固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度受ける固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける場合における当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」とする。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける固定資産税額は、当該年度分の各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける場合における当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける固定資産税額は、当該年度分の各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける場合における当該年度分の固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度受ける固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける場合における当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける固定資産税額は、当該年度分の各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける場合における当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける固定資産税額は、当該年度分の各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける場合における当該年度分の固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

て得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれに係る当該商業地等等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらに係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらに係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の

て得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれに係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらに係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の

固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に当該農地に係る当該年度分の固定資産税が当該農地が当該年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中の「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54

固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中の「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54

条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」ととする。

3～5 (略)

((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等の譲渡に該当しないものとみなす。

(宅地等に對して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の

条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等の譲渡に該当しないものとみなす。

(宅地等に對して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の

	適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の都市計画税額は、「 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> 」とする。
2	前項の規定の適用を受ける商業地等に係る <u>平成27年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかわらず、当該都市計画税額とする。
3	第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>平成27年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかわらず、当該都市計画税額とする。
4	商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る <u>平成27年度から平成32年度までの各年</u>

	適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の都市計画税額(以下「 <u>宅地等調整都市計画税額</u> 」といふ。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
2	前項の規定の適用を受ける商業地等に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかわらず、当該都市計画税額とする。
3	第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u> は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかわらず、当該都市計画税額とする。
4	商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る <u>平成30年度までの各年</u>

度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第23条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、

度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第23条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、

<p>当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p style="text-align: center;">□ (略)</p>	<p>当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p style="text-align: center;">□ (略)</p>								
<p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項、第46項、第47項及び第48項は第15条の2第2項がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">第2条 都城市税条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改正前</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p> </td><td style="padding: 5px;"> <p>(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>2 (略)</p> </td><td style="padding: 5px;"> <p>2 (略)</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p> </td><td style="padding: 5px;"> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p>	<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p>
改正前	改正後								
<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)</p>								
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>								
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p>	<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p>								

<p>4～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2 第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2 第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>														
<p>第3条 都城市税条例の一部を次のよう前に改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改正前</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(たばこ税の課税標準)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(たばこ税の課税標準)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第94条 (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第94条 (略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2 (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2 (略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこに0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこに0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(1) 及び(2) (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(1) 及び(2) (略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における</td></tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)	第94条 (略)	第94条 (略)	2 (略)	2 (略)	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこに0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこに0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。	(1) 及び(2) (略)	(1) 及び(2) (略)	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における
改正前	改正後														
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)														
第94条 (略)	第94条 (略)														
2 (略)	2 (略)														
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこに0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこに0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。														
(1) 及び(2) (略)	(1) 及び(2) (略)														
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における														

債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号) 第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法	ア及びイ (略)
4～10 (略) (たばこ税の税率)	4～10 (略) (たばこ税の税率)
第95条　たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。	第95条　たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。

第4条 都城市税条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)	(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)

法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア (略)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

4～10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

第5条 都市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物

税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア (略)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

4～10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

改正後

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作成した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物

品又はこれらの混合物を充填した他これらに準ずる者その他の者これらに准ずる者として施行規則第8条の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条における「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。(2)は、製造たばこの場合において、この節の規定を適用する。この場合には、特定加熱式たばこの区分は、加熱式たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこのに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 及び(3) (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

品又はこれらの混合物を充填した者その他これらに准ずる者として施行規則第8条の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。(2)は、製造たばこの場合において、この節の規定を適用する。この場合には、特定加熱式たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(たばこ税の課税標準)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	6 (略)	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの同号又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
		9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数について同項の規定により計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	10 (略)
		第6条 都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	改正前 改正後
	附則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)	附則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)	

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、 <u>新条例第95条</u> の規定にかかるわらず、当該各号に定める税率とする。	（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 （2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 （3）平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
3 （略）	3 （略）
4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（ <u>都城市税条例第92条の2第1項</u> に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこの税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これら者が小売販売業者である場合には市内の区域内において所持されるものとみなして、市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税の課税	4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（ <u>都城市税条例第92条の2第1項</u> に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこの税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これら者が小売販売業者である場合には市内の区域内において所持されるものとみなして、市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税の課税

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、 <u>都城市税条例第95条</u> の規定にいかわらず、当該各号に定める税率とする。	（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 （2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 （3）平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
3 （略）	3 （略）
4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（ <u>都城市税条例第92条の2第1項</u> に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこの税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これら者が小売販売業者である場合には市内の区域内において所持されるものとみなして、市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税の課税	4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（ <u>都城市税条例第92条の2第1項</u> に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこの税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これら者が小売販売業者である場合には市内の区域内において所持されるものとみなして、市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税を課す。この場合における市たばこ税の課税

標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販賣の場合において、これららの者が所得税等又は小売販売業者がある場合により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこの税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等で税を課されることとなると、これららの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	附則第20条第4項
平成28年5月2日	平成31年4月30日	平成31年10月31日

この税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販賣の場合において、これららの者が所得税等又は小売販売業者がある場合により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこの税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	附則第20条第4項
平成28年5月2日	平成31年4月30日	平成31年10月31日

第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
(略)		

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中都城市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに第5条から第7条までの規定

平成30年10月1日

(2) 第1条中都城市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中都城市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中都城市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに次条

第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中都城市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）及びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の都城市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の都城市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の都城市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について

て適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行いう者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に規定する卸売販売業者等（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）又は小売販売業者（第4項及び第5項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこ税を課されること等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの方が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「製造たばこ製造場から移出したものとみなして同項の規定により製造たばこ税を課される」となるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの方が卸売販売業者等である場合には市内の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する當業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	都城市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」といいう。）附則第6条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第101条第2項	当該各項	同項
	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
		5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばここのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこにについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式に同様式による書類をこれらの方に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置。)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間ににおける前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの人者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの人者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの人が小売販売業者である場合には市内の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定によって納付した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののか、第3条の規定による改正後の都城市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	都城市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期

第98条第4項	若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	当該各項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第101条第2項			同項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に壳り渡した製造たばこの中、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらが規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとして第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこにについて第1項の規定による書類を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に壳り渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこを同日にこれらの者の製造たばことのみにして同項の規定によりたばこ税を課されることは、これらが卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合は市内の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に壳り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該壳り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、第4条の規定による改正後の都城市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	都城市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
当該各項	同項	
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に當業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばここのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施設規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第12条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以降の都市計画税について

は、なお従前の例による。

議案第 68 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宣永

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成30年3月31日専決

都城市長 池田 宜永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいづれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、<u>19万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失</p>	<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいづれかに掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、<u>19万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失</p>

<p>した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。）</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 70 号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公民館条例の一部を改正する条例

都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第10条関係）		別表第1（第10条関係）	
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
公民館中民館	中央第1研修室1時間	200円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た税額及びその額に地方消費税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を合算した額を加える。
使用料公館	(和)		この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			(略)
祝吉	研修室	同上	100円同上
祝吉	相談室	同上	100円同上

地 公 館	<u>区和室 1</u>	同上	<u>200円 同上</u>	
	<u>区和室 2</u>	同上	<u>200円 同上</u>	
	<u>調理室</u>	同上	<u>200円 同上</u>	
	<u>小會議室</u>	同上	<u>300円 同上</u>	
	<u>大会議室</u>	同上	<u>600円 同上</u>	
(略)				

民 地 公 館	<u>和室</u>	同上	<u>200円 同上</u>	
	<u>調理室</u>	同上	<u>300円 同上</u>	
	<u>小會議室</u>	同上	<u>200円 同上</u>	
	<u>中會議室</u>	同上	<u>300円 同上</u>	
	<u>小會議室及び 中會議室を併 せて使用する 場合</u>	同上	<u>300円 同上</u>	
	<u>多目的ホール</u>	同上	<u>700円 同上</u>	
	(多目的室 1 から多目的室 3までの全て を使用する場 合)			
	<u>多目的室 1</u>	同上	<u>300円 同上</u>	
	<u>多目的室 2</u>	同上	<u>300円 同上</u>	
	<u>多目的室 3</u>	同上	<u>300円 同上</u>	
	<u>多目的室 1 及 び多目的室 2 を併せて使用 する場合</u>	同上	<u>500円 同上</u>	
	<u>多目的室 2 及 び多目的室 3 を併せて使用 する場合</u>	同上	<u>600円 同上</u>	
(略)				

備考	
1・2 (略)	1・2 (略)
3 五十市地区公民館の多目的ホールについては、ステージを含む。	3 祝吉地区公民館及び五十市地区公民館の多目的ホールについては、ステージを含む。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の祝吉地区公民館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第 71 号

都城市山村定住みやざきの家条例を廃止する条例の制定について

都城市山村定住みやざきの家条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山村定住みやざきの家条例を廃止する条例

都城市山村定住みやざきの家条例（平成18年条例第250号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～18 (略)	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～18 (略)
19 (略)	19 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。 20 (略)
附 則	この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宣永

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第4項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号の特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した者に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく固定資産税の不均一課税に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 公示日（省令第1条の公示日をいう。以下同じ。）から平成32年3月31日までの期間内に、法第17条の2第4項の認定事業者であつて、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、都城市税条例（平成18年条例第99号）第62条の規定にかかわらず、当該特別償却設備に対して新たに課されることとなった年度以後3か年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業	年度	税率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.35
	第3年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.467

2 前項の規定は、都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）第3条第1号の規定及び都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定の適用の対象となる家屋、構築物、償却資産又は土地並びに都城市税条例附則第10条の2第19項の規定の適用の対象となる機械装置等については、適用しない。

（不均一課税の申請）

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条第1項の税率を適用するかどうかの決定をし、当該申請をした者に通知するものとする。

（報告等）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を行った者又は同条第2項の規定により固定資産税の不均一課税の適用の決定を受けた者（以下「不均一課税の適用の決定を受けた者」という。）に対し、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（不均一課税の取消し）

第5条 市長は、不均一課税の適用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定又は既に行った固定資産税の不均一課税を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告の徴取又は調査の実施に協力しないとき。
- (5) 市税を滞納したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

工事請負契約の締結について

簡建山之口 29 第 16 号 野上浄水場配水池及び流量計室築造工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 簡建山之口 29 第 16 号 野上浄水場配水池及び
流量計室築造工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 246,099,600 円 |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・徳満・坂元 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田 2112 番地 3
丸昭建設 株式会社 |

議案第75号関係資料

簡建山之口29第16号 野上浄水場配水池及び流量計室築造工事

1 工事概要 簡易水道事業統合計画に基づく山之口地区簡易水道施設の統廃合により、新たに整備する野上浄水場内の浄水池兼配水池及び流量計室を築造するもの。

(1) 浄水池兼配水池

構造形式：ステンレス鋼板製

寸 法：16,000mm×16,000mm×H5,780mm

有効容量：1,142 m³

(2) 流量計室

構造形式：ステンレス鋼板製

寸 法：2,500mm×4,000mm×H2,500mm

2 予定価格 249,339,600円（消費税及び地方消費税込み）

230,870,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 246,099,600円（消費税及び地方消費税込み）

227,870,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.70%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
桜木・大成・鮫島 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	228,570,000	
大建・博栄・福永 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	229,250,000	
丸昭・徳満・坂元 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	227,870,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 76 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり建物の無償貸付けを行うことについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宜永

1 貸付けの目的 株式会社 ONEheartが、きのこ栽培用の菌床の製造・販売用施設として使用するため

2 建物の名称等

建物の名称	所 在 地	構 造	床面積(m ²)
旧四家中学校	都城市高城町四家 940 番地 8	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,500.20

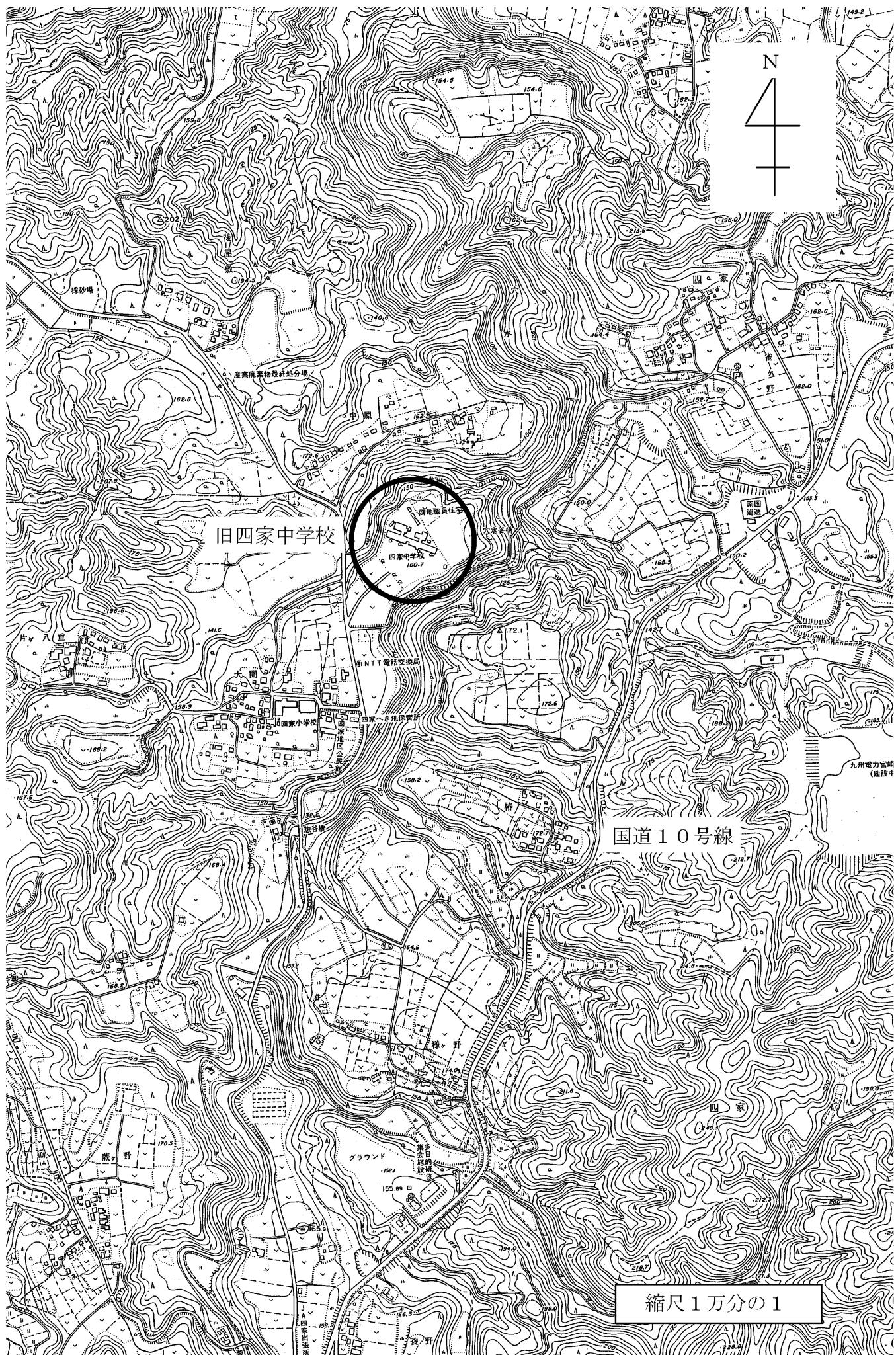
3 貸付期間 平成 30 年 7 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで

4 貸付けの相手方 東京都港区芝大門二丁目 8 番 15 号
株式会社 ONEheart

旧四家中学校跡地 貸付者概要

事業者名	株式会社 ONEheart		
所在地	東京都港区芝大門二丁目 8 番 15 号 電話番号 03-3432-5250		
代表者名	代表取締役 藤村 慎一		
設立年月日	平成 16 年 1 月 27 日		
沿革	平成 16 年 1 月 設立 平成 18 年 本社を現在地に移転 平成 21 年 1 月 オリジナル企画飲料自販機設置運営 平成 21 年 9 月 電気自動車のインフラ整備事業に参入		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・EV・PHV 用給電気対応自動販売機設置・運営管理 ・自動販売機設置・運営管理 ・栄養補助食品の仕入・販売 ・環境整備事業 		
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での飲料用自動販売機設置・運営管理台数は約 7,000 台 ・EV に関する特許 2 件保有 		
財政状況 (過去 3 期分)		平成 27 年度	平成 28 年度
	総 収 入	312,961 千円	296,290 千円
	総 支 出	312,363 千円	290,488 千円
	当期損益	598 千円	5,802 千円
	累積損益	△16,493 千円	△2,738 千円
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ（主としてしいたけ）栽培用の菌床の製造・販売事業 ・ソーラーシェアリング事業 		





議案第 77 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地の無償貸付けを行うことについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宜永

1 貸付けの目的 社会福祉法人万ヶ塚福祉会が保育所施設の用地として使用するため

2 土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積 (m ²)
都城市金田町 2801 番	畠	1,329
都城市金田町 2802 番 1	田	1,242
都城市金田町 2802 番 2	田	164
都城市金田町 2765 番 24	雑種地	79

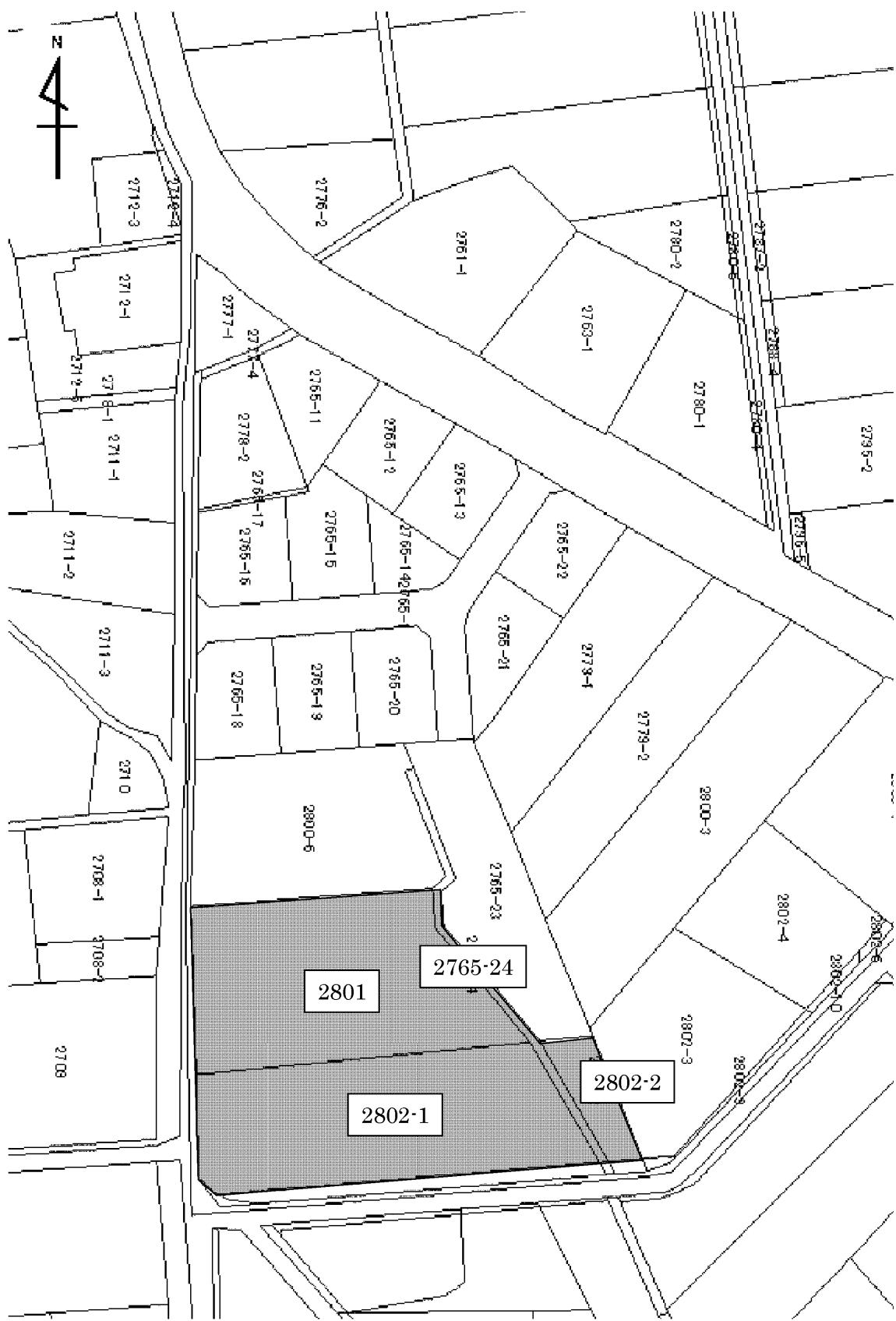
3 貸付期間 平成 30 年 7 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日まで

4 貸付けの相手方 都城市山田町山田 9728 番地の 40
社会福祉法人 万ヶ塚福祉会

金田保育所（位置図）



金田保育所（地番編集図）



議案第 78 号

農業水路等長寿命化・防災減災事業事務の委託に関する三股町との協
議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき別紙のとおり規約を定め、
三股町の農業水路等長寿命化・防災減災事業事務を受託することについて協議する
ため、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

三股町と都城市との農業水路等長寿命化・防災減災事業の事務の委託に関する規約

(事務の委託に伴う関係地方公共団体)

第1条 事務の委託をする地方公共団体及び事務の委託を受ける地方公共団体は、次のとおりとする

委託する側 三股町（以下「甲」という。）

受託する側 都城市（以下「乙」という。）

(委託事務の範囲)

第2条 甲は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

（1）都城盆地農業水利事業造成施設において甲が管理する部分に応じた農業水路等長寿命化・防災減災事業に関する事務

（2）国及び県への補助金交付申請及びその受領に関する事務

（3）前2号に掲げるもののほか、委託事務の管理及び執行のため必要な事務

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（国及び県の補助金をもって充てる経費を除く。以下「委託費」という。）は、甲の負担とする。

2 委託費の額及び納付方法は、甲及び乙が協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費の総額及び委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

(予算の繰越し)

第4条 乙は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度に繰り越して支出することができる。この場合において、乙は、予算の残額が生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲に送付するものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年7月1日から施行する。

議案第78号関係資料

農業水路等長寿命化・防災減災事業

地域名	対象受益地	実施期間	対象施設	
			名 称	事業量
都城盆地地区 (都城市、三股町)	畑地かんがい受益地 都城市3, 646ha 三股町 320ha 計 3, 966ha	平成30年 度~	木之川内ダム 田野頭首工 木之川内導水路	1か所 1か所 1か所